

租税実務研究学会学会賞規程

1. 目的

租税実務研究学会学会賞（以下、学会賞）は、本学会が租税実務研究の向上・発展に資するため、会員（準会員を除く）の優秀なる著書・論文を審査選定して、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 審査すべき著書・論文の範囲

学会賞は、本学会大会において研究報告し、審査対象年度の本学会年報に掲載された論文、または原則として同年度に発刊された租税実務に関する著書・論文を審査の対象とする。

3. 審査委員会の構成と専任ならびに役割

審査委員会は、理事中から選任された審査委員長1名および審査委員3名の計4名で構については成する。審査委員長は、審査委員の協議により選任する。審査委員長は必要に応じて1年限りの審査委員を会員中から1名選任し、追加することができる。審査委員会は、2.の規定による候補著書・論文を審査して、授賞著書・論文を選定する。

4. 授賞者著書・論文の発表

(1) 審査委員会は、授賞著書・論文を発表し、その執筆者に賞金（1件5万円）を授与するとともに、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

(2) 審査委員会は、一定の水準を満たし、将来の学術貢献が期待できる著書・論文については、学会賞奨励賞として発表し、その執筆者に賞金（1件3万円）を授与するとともに、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

5. 審査対象となる著書・論文の提出要領

学会賞の対象となる論文（本学会年報に掲載された論文を除く）は、審査対象年度（審査年度の前年4月1日から翌3月31日までの期間）に公表された租税実務に関するものとする。論文の提出に際しては、論文の抜刷りまたはコピー4部を各年4月30日までに事務局宛に提出する。

学会賞の対象となる著書は、審査対象年度（審査年度の前年4月1日から翌3月31日までの期間）に発刊された租税実務に関するものとする。この条件に該当する著書については、次に掲げる要領に従い審査を請求することができる。審査委員会は、審査請求のあった著書に限り審査の対象とする。審査請求は原則として著者によるものとするが、以下の(1)から(4)の要件を満たしていれば、著者以外によることも妨げない。

(1) 著書1冊を各年4月30日までに事務局宛に提出する。

(2) 著書の提出に際しては、著書の概要書（以下、概要書という）を4部作成し、添付す

る。

(3) 概要書には次の事項について記載し、ワープロで、A4サイズ2枚（上下左右マージン30ミリ，40字×25行，1枚目の先頭5行を用いて次の(4)に記載する事項，本文45行以内）で提出する。

(a) 著書の内容の輪郭

(b) 著者が特に力を入れて解明した点（著書の特徴および学界への貢献）

(4) 概要書には，下記の事項を明記する。

(a) 著者名（ふりがな）

(b) 所属機関・所属機関における職位

(c) 著書名

(d) 出版社

(e) 出版年月日

6. 著書・論文の重複授賞等

(1) すでに著書・論文で学会賞を受賞した著者の重複授賞は行わない。

(2) 租税実務に関する著書・論文であれば、他の学会と重複して審査請求をすることを妨げない。

(附則)

1. この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2. この規程は、令和2年11月15日から施行する。